

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 310 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>◆上下水道事業の充実を 310 「京都市水共生プラン」に基づく全庁的な取り組みを具体化し，早期に条例化すること。</p> | <p>① 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては，「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し，プランに定める5つの基本方針における具体的な取組について行動計画を策定するとともに，本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成23年度からは，京都が水に関する市民意識の高いまちとなることを目指し，次世代を担う子供たちに，水共生学習会を開催しており，更なる啓発に努めております。</p> <p>今後とも，全庁的な取組を進めるとともに，市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の啓発・普及を図ってまいります。</p> <p>② 「京都市水共生プラン」の条例化については，雨水流出抑制対策を進めるに当たっての，市民や事業者との連携の在り方等も考慮しながら，慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定 平成17年 4月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行 8月 「京都市水共生プラン行動計画」策定 (※以降毎年度策定) 10月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行 平成20年 3月 「京都市水共生プラン(概要版)リーフレット」発行 平成23年度～ 水共生学習会等を開催</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 311 |
|-------------------------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 311 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水道水を供給すること。 | <p>① 現在、平成30年度からの経営ビジョンと並行して、前期5箇年の年次計画や財政計画等で構成する中期経営プランに係る検討を進めており、平成30年度以降についても、次期中期経営プランの下、更なる経営の効率化、財政健全化に努めるとともに、今後も公営を堅持し、安全・安心で安価な水道水を安定的に供給してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年12月 「京(みやこ)の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業中期経営プラン(2008-2012)」策定</p> <p>平成21年 3月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定</p> <p>平成25年 3月 「京都市上下水道事業中期経営プラン(2013-2017)」策定</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 312 |
|----------------------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 312 水道料金を値下げし、下水道使用料をさらに値下げすること。 | <p>① 現在の水道料金及び下水道使用料は、徹底した経営の効率化を行い、水道事業・公共下水道事業の累積収支の均衡を図ったうえで、老朽化した配水管更新のスピードアップなど持続可能な事業運営を確保するため、世代間の負担の公平性も踏まえ設定した適正な料金水準であると考えております。</p> <p>② 平成30年度からの5箇年においては、更なる経営努力により、現行の料金・使用料水準の維持を目指しますが、今後厳しい経営環境が長期的に継続する見通しであることを踏まえ、世代間の負担が公平なものとなるよう、外部有識者や市民の声もお聴きしながら、料金・使用料の体系や水準の在り方について検討してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年12月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2008－2012）」策定</p> <p>平成21年 3月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定</p> <p>平成23年 9月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始</p> <p>平成24年12月 同委員会から意見書の提出</p> <p>平成25年 3月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2013－2017）」策定</p> <p>8月 上下水道料金改定（平成25年10月1日検針分から適用）</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 313 |
|------------------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 313 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。 | ① 資産維持費は、平成25年に実施した料金改定において、財政収支の見通しを踏まえ、配水管更新のスピードアップのための財源として導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えております。 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 314 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 314 料金滞納者について、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。 | <p>① 水道料金等の滞納がある市民については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払い督促を行っております。徴収委託業者の訪問後も支払いがない場合には、職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行い、さらにその後も面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払い方法を含めて、相談を受け付けるなど丁寧な対応に努めております。</p> <p>② 真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に応じた、丁寧な相談と対応を行っております。</p> <p>③ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成21年度から生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応等に関する研修や意見交換会を開催しており、引き続き、保健福祉局と上下水道局で情報共有を行い、連携を深めてまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 315 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>315 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い、過大とならないようにすること。</p> | <p>① 市民のライフラインである水道及び公共下水道については、将来にわたって安全、安心、安定的に御使用いただけるよう、適正な施設の維持管理を徹底し、その延命化に努めながら、老朽化した施設の改築更新・地震対策を進めております。</p> <p>平成30年度からの経営ビジョンにおいても、老朽化施設の増加に対応するため、アセットマネジメントの手法を取り入れ、優先度を見極めた計画的かつ効率的な改築更新を進める等、事業の平準化に努めてまいります。</p> <p>事業の実施に当たっては、必要性等を十分検証するとともに、予算編成過程や事業の内容、進ちょく状況等についてホームページや市民しんぶん等により公開する等、市民への情報公開に努めてまいります。</p> | | |

| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答 | | NO. | 3 1 6 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>3 1 6 宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。</p> | <p>① 宅地内に残存する鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える工事費用の一部を補助する「鉛製給水管取替工事助成金制度」については、平成29年度に助成金額の上限を5万円から10万円に増額しました。</p> <p>平成30年度は、制度の対象範囲に敷地境界から水道メーターまでの間を追加して宅地内全体に拡大するとともに、助成金額の上限を10万円から15万円に増額し、制度の充実を図ります。</p> <p>また、当該制度の利用を促進するために、市民しんぶん、ホームページへの掲載等により周知するとともに、空き家等で鉛管が残る宅地において新たに水道の使用を開始するお客さまに対して、申込時における当該制度の周知徹底に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛製給水管取替工事助成金制度 6,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 1月 鉛製給水管取替工事助成金制度の利用に関するアンケートを実施</p> <p style="padding-left: 100px;">4月 助成金の上限を5万円から10万円に増額し、郵送にて通知</p> <p style="padding-left: 100px;">6月 助成金の増額について、指定業者に対し郵送にて周知</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 317 |
|--------------------------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 317 地域・簡易水道への国庫補助制度の創設を、引き続き国に求めること。 | <p>① 水道事業に統合した旧地域水道事業の施設の再構築や耐震性及び安全性の強化などの経費については、他都市などとも連携しながら、引き続き、国に対して国庫補助制度の創設を求めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年度 全国市長会, 大都市水道事業管理者会議等 要望回数7回 平成29年度 全国市長会, 大都市水道事業管理者会議等 要望回数7回</p> | | |

要 望 内 容

回 答

318 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。

① 雨水貯留施設設置助成金については、これまで施設の購入費用を助成対象としてきましたが、平成29年4月からは、設置工事費用についても助成対象に追加し、利用促進を図るとともに、より利用しやすい制度となるよう、申請手続きの簡素化についても検討してまいります。

引き続き、雨水の流出抑制に資する雨水貯留施設や、雨水浸透ますの更なる普及を図るため、設置目的や意義を周知するとともに、公共施設への設置や民間開発行為に対する設置指導に努めてまいります。

(平成30年度予算額)

- ・雨水貯留施設設置助成金制度 4,500千円
- ・雨水浸透ます設置助成金制度 7,600千円

(経過・これまでの取組等)

<雨水貯留施設設置助成金制度>

- 平成17年 国土交通省の「新世代下水道支援事業」の採択を得て、「雨水貯留施設設置助成金制度」を創設
- 平成22年 助成対象となる雨水貯留施設の容量を拡大（100リットルから500リットルを80リットル以上に拡大）
- 平成27年 雨水貯留施設1基あたりの助成金額を増額（購入費用の2分の1（上限2万5千円）から4分の3（上限3万7千5百円））
助成対象基数の拡大（1基から4基）
- 平成29年 助成対象の拡大（雨水貯留施設の設置工事費用を追加）

<雨水浸透ます設置助成金制度>

- 平成23年 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の1つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を創設
- 平成25年 雨水浸透ます1基あたりの助成金額を増額（1万から2万5千円）
助成限度額を増額（3万5千円から10万円）

（次ページに続く）

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 318 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | 平成26年 助成対象の拡大（開発行為により設置された雨水浸透ますを追加） 平成27年 1回のみであった助成回数制限を撤廃 雨水ますを雨水浸透ますに取り替える際の助成金額の増額（2万5千円から上限10万円） | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 319 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>319 私道内下水道整備に関する規定を見直し、私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。</p> | <p>① 本市では、昭和37年度から水洗化の普及促進を図るため、私道内であっても、一定の条件を満たしていれば、公共下水道管を布設しております。 また、平成6年度からは、私道内共同排水設備の設置に係る助成制度を設け、私道内の下水道整備を促進しております。</p> <p>② 私道内に埋設されている共同排水設備については、居住者等において維持管理を行うことが原則であることから、助成制度は新規施設のみを対象としておりますが、私道内への公共下水道管布設の制度が昭和37年度から実施されているため、同年度以前から共同排水設備が布設されている箇所については、私道所有者全員の承諾が得られた場合に、要望を受けて公共下水道管を公費で布設する取組を実施しております。</p> <p>③ なお、私道内の共同排水設備については、平成27年度から平成28年度までにおける調査の結果、約1,100箇所が設置されており、そのうち約300箇所が昭和37年度以前の設置されたものであることを確認しております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成27年度 「私道内共同排水設備調査」 平成28年度 「私道内共同排水設備調査」</p> | | |

要 望 内 容

回 答

IX 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること

◆公共交通を軸とした交通体系を

320 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行い、市民・利用者の声を反映すること。地域ごとの地域交通計画を策定すること。

① 本市では、「歩くまち・京都」の実現のため、市民公募委員をはじめとして、学識経験者、有識者、経済団体、交通事業者、行政機関など幅広い委員の参画による「歩くまち・京都」推進会議を設置し、本市の交通施策に多様な視点から議論していただいております。

② また、観光地交通対策や、駅等のバリアフリー化の推進、「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに、地域代表を含む市民、関係団体、学識経験者、交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し、意見交換・合意形成を図っております。今後とも、多くの方々の御意見を踏まえ、各区からの意見も十分に反映させながら、交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。

（平成30年度予算額）

- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進
4,895千円
- ・「スローライフ京都」大作戦プロジェクト
（モビリティ・マネジメントの推進）
11,780千円
- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進
17,639千円
- ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）
24,150千円
- ・安心・安全な東大路歩行空間創出事業
303,200千円

（次ページに続く）

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 320 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 駅等のバリアフリー化の推進 257, 123千円【政策的新規・充実】 | | |

要 望 内 容

回 答

- 321 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。
- ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
 - ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。
 - ・新しい公共交通システム（LRT）などを具体化すること。

- ① 本市では脱「クルマ中心」社会の形成を目指し、平成22年1月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、既存公共交通の利便性向上、歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり、過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にすライフスタイルへの転換を施策の柱とし、94の実施プロジェクトを定めて取り組んでおります。
- さらに、「京プラン実施計画 第2ステージ」では、目標年次を平成32年度、共汗指標を自動車分担率20%と定め、取組を進めております。
- 引き続き、こうした取組の充実を図ることにより、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に全力を傾注してまいります。
- ② パークアンドライドについては、平成29年度に国のETC2.0データを活用し、一部の大規模駐車場を重点利用促進駐車場として選定したうえで、観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を活用した広報を実施するとともに、カーナビによる満空情報の提供、路上看板やルート検索アプリを活用した誘導等を実施することで、重点的に利用促進を実施しました。
- 平成30年度についてもこれまでの取組結果を踏まえ、市内の車の流入抑制に効果的なパークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。
- ③ LRT等の新しい交通システムについては、平成29年1月にまとめられた「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」報告書等の知見もいかしながら、平成30年度に実施する交通流動実態調査の結果などを踏まえ、検討を進めてまいります。

(次ページに続く)

| | | | |
|------------------|--|-----|-----|
| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 321 |
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>④ また、京都のまちの特性に応じた自動運転技術の活用について検討を行うため、京都未来交通イノベーション研究機構の下に、「自動運転の社会実装に向けた検討会議」を設置し、平成29年10月に第1回会議を開催しました。第2回検討会議については、市民ぐるみで自動運転の活用に関する議論を進めていくため、平成29年度中にシンポジウム形式での開催を予定しております。</p> <p>引き続き、市政課題の解決やまちの魅力の創出に向けた自動運転の活用について、議論を深めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 24,150千円 ・パークアンドライド利用の促進 6,170千円 ・ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査 30,000千円【政策的新規・充実】 ・京都未来交通イノベーション研究機構の運営 5,680千円 ・京都における自動運転技術の社会実装に向けた研究 4,000千円【政策的新規・充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成14年度 5箇所、約1,700台分の駐車場によりパークアンドライドをスタート (以降、毎年充実)</p> <p>平成22年 1月 「「歩くまち・京都」総合交通戦略」の策定以後、 「「歩くまち・京都」推進会議」において取組の推進 (平成29年3月追記・修正)</p> <p>平成26年 8月 京都未来交通イノベーション研究機構の設立</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p> | | |

要 望 内 容

回 答

10月～平成28年9月

10年後のあるべき公共交通の姿の実現に向け、取り組むべき施策について検討する「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」の開催（計8回）

平成29年度

秋の観光シーズン期（11月末）時点で、141箇所、8,074台分のパークアンドライド駐車場の広報による利用の促進

平成29年 1月

「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」による報告書の取りまとめ

3月

「自動運転の社会実装に向けた研究の検討準備会」の開催

10月

第1回「自動運転の社会実装に向けた検討会議」の開催

<パークアンドライド駐車可能台数の推移>

（単位：台）

| 年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 駐車可能台数 | 5,939 | 6,394 | 7,434 | 8,258 | 8,074 |

※各年度秋の観光シーズン期（11月末）時点の数

要 望 内 容

回 答

322 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。自動車の抜本的な流入抑制策をおこなうこと。

① 平成28年度は、従前からの歩行環境の改善に向けた検討を進めるとともに、社会実験や東山全11学区を対象とした意見交換会の結果を踏まえ、「東大路通歩行空間創出推進会議」において、「歩道環境の改善」、「バス待ち環境の改善」、「回遊性及び案内誘導の向上による歩行者の分散」を視点とした取組項目を平成32年度を目標に進める「今後の取組内容」を取りまとめました。

② 平成29年度は、歩道の横断勾配改善の工事に着手するとともに、歩行者流動調査を実施し、東大路通の歩行者を分散させるための回遊性向上に向けた検討を進めております。

③ 平成30年度は、引き続き、「東大路通歩行空間創出推進会議」等で地元住民や関係団体と情報の共有を図りながら、「今後の取組内容」に基づき、歩道の横断勾配改善やバス待ち環境の改善を進めるとともに、周辺道路において、景観に配慮した舗装や照明灯の暖色化により、魅力ある道路を整備することで、回遊性を向上させ、東大路通の歩行者の分散を図る取組等を着実に進めてまいります。また、自動車の流入抑制については、全市的な取組として、パークアンドライドの利用促進に向けた取組を進めてまいります。

(平成30年度予算額)

・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 303,200千円

(経過・これまでの取組等)

平成14年～ 東山区の全学区から「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」の要望提出（平成29年度まで継続して要望）

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

- 平成21年 2月 東山区交通安全対策協議会から「東大路通の車道幅員の見直しを含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出
- 平成22年 7月 地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置
(平成23年3月まで計3回開催)
- 平成24年 3月 「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置
(年1～2回ペースでこれまで11回開催)
- 8月 「東大路通整備構想」の策定
- 平成27年12月 「今後の取組方針※」を説明(12月21日まちづくり委員会)
(平成28年3月「東大路通歩行空間創出推進会議」で説明)
- 平成28年11月 バス停移設等の社会実験を実施
- 12月 東山区全11学区を対象とした「意見交換会」を開催
- 平成29年 3月 第11回「東大路通歩行空間創出推進会議」を開催し、「今後の取組内容」を決定
- 4月～ 「今後の取組内容」に基づき取組を推進
- 7月 「意見交換会」の結果及び「今後の取組内容」を公表

※今後の取組方針

- 引き続き、安心・安全な歩行空間の創出に向けた取組を進める。
- 歩道勾配の急な箇所や良好なバス待ち環境が整っていない等の個別の課題に対し、交通影響が少なく効果的な対策を検討・実施する。
- 「車線数の減少を伴う道路空間の再構成(2車線化)」については、現状では実施せず、長期的に検討を行う。

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 323 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>323 京都駅八条口（南口）駅前広場については、関係者・利用者の声にもとづいて、引き続き必要な改善をおこなうこと。ショットガン方式を見直すこと。</p> | <p>① 京都駅八条口駅前広場整備については、京都駅八条口駐車場（アバンティ地下駐車場）の利用など、市会等の御指摘を踏まえた対策を行いながら、「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい広場の整備を進めてまいりました。</p> <p>② 整備完了後も、関係団体等との協議等で得られた声を基に、駅前広場の案内の充実を図るなどの改善に取り組んでおります。引き続き市民や関係団体等の御意見を聴きながら、円滑な交通の確保に留意しつつ、より利用しやすい駅前広場となるよう、ルールの周知徹底をはじめとした利用案内や広報に取り組んでまいります。</p> <p>③ タクシーについては、引き続き、タクシーショットガンを実施するとともに、貸切バスについては、予約制やピーク時のバスショットガンを実施してまいります。一般車乗降場については、案内誘導の強化をするなど、駅前広場を含む八条通全体の整序化を図ってまいります。</p> <p>④ また、駅前広場の各交通施設を事業者等が主体的に管理運用できるように、今後も継続して、学識経験者、地元関係者、タクシー・バス事業者、京都府警察等で構成するエリアマネジメント会議等を通じて調整を行うなど、更なる改善に努めてまいります。</p> <p>（平成30年度予算額） ・ 京都駅八条口駅前広場運営 29,082千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成28年 3月 駅前広場プレオープン 4月 タクシーショットガン運用開始 12月 第10回京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催 駅前広場グランドオープン</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 323 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | 平成29年 4月 貸切バス乗降場の予約制, バスショットガン運用の開始 7月 貸切バス乗降場の料金制の開始 11月 タクシー待機場, 貸切バス乗降場及び貸切バス臨時降車場指定管理開始 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 324 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 324 交通不便地域対策は、地域まかせにせず、京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。 | <p>① 高齢化が進展する中で、公共交通の果たす役割は非常に大きく、とりわけ、公共交通不便地域における市民生活の足の確保は、重要な課題です。</p> <p>② 交通手段の確保については、将来にわたる持続性を確保するうえでもまちづくりや地域の活性化、福祉等の視点も踏まえ、地域の中で十分に御議論いただくことが重要であり、これまでから、地域と区役所、関係行政機関、交通事業者が連携し、地域の需要や実情に合った交通手段の確保策や、地域が主体となったモビリティ・マネジメントの取組などを、地域と共に検討してまいりました。</p> <p>平成30年度も引き続き、交通手段の確保策等を地域と共に検討していくとともに、北部山間地域において現在運行している公共交通を維持していくために、地域が主体となった取組を区役所と共に支援してまいります。</p> <p>③ 平成29年度は、地域において「日常生活に必要で、充実すべきものである」という合意や利用目標の設定が行われたバス路線について、民間バス事業者が実施する社会実験を支援しており、10月から山科区において鏡山循環バス及びくるり山科の増便運行が開始されたところです。</p> <p>平成30年度についても、引き続き、市内周辺部における生活交通の維持、確保に向け、民間バス事業者への支援及び働きかけを進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者への支援 74,900千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 6月 「京都市生活交通バス路線充実等補助金交付要綱」を制定 10月 鏡山循環バス及びくるり山科の増便運行の開始</p> | | |

要 望 内 容

回 答

- 325 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。
- ・ JR西大路駅のバリアフリー化計画については、現駅舎を中心とした改修を急ぐこと。
 - ・ JR桃山駅のバリアフリー化にあたっては、住民要望の強い「既存トイレの改修」に取り組むこと。
 - ・ 要望の強い京阪鳥羽街道駅についても計画をつくること。

- ① 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、10地区（11駅）を重点整備地区に位置付けたうえで、全地区においてバリアフリー化の概要を定める「バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しております。
- ② 平成28年度末までに8駅（太秦駅，JR藤森駅（以上，JR西日本），深草駅（京阪），大宮駅，嵐山駅，松尾大社駅，上桂駅（以上，阪急）及び西院駅（京福））のバリアフリー化が完了したほか、現在、2駅（西院駅（阪急），西大路駅（JR西日本））の整備を実施しております。
- ③ 平成30年度は、引き続き西院駅（阪急），西大路駅（JR西日本）のバリアフリー化を進めるとともに、新たに桃山駅（JR西日本）の整備に着手してまいります。
また、重点整備地区以外でも、駅の利用状況等に鑑み、JR京都駅（在来線の一部ホーム）における可動式ホーム柵の整備に着手してまいります。
- ④ 西大路駅のバリアフリー化については、西大路地区の「バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」という。）等における意見や要望を踏まえ、平成29年3月に西大路地区の基本構想を策定しました。

(次ページに続く)

| | | | |
|---------------------|---|-----|-------|
| 平成 3 0 年度予算要望に対する回答 | | NO. | 3 2 5 |
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>⑤ 整備内容については、今後、改めて地域住民に説明を行い、理解・協力が得られるよう取り組むとともに、まずは、北側駅舎の整備について、できる限り早期にバリアフリー化が実施されるよう、引き続き、J R 西日本、国及び京都府と連携してまいります。</p> <p>⑥ 南側駅舎のバリアフリー化については、東海道新幹線の高架の柱や基礎による構造上の課題や、工事中の利用者の安全確保上の課題があるため、現時点での整備は困難であり、北側駅舎開業後の駅の利用者の流動状況を踏まえて検討する必要があります。今後も、地域住民に利用していただきやすい駅となるよう、引き続き、J R 西日本と調整してまいります。</p> <p>⑦ 桃山駅の既存トイレの改修については、J R 西日本が改修に前向きな意向を示しており、平成 3 0 年度に実施する詳細設計において検討してまいります。</p> <p>⑧ 鳥羽街道駅（京阪）のバリアフリー化については、平成 3 0 年度に同駅が含まれる東福寺地区の基本構想改訂のための連絡会議を開催し、地域住民や利用者団体等を交えて検討してまいります。</p> <p>（平成 3 0 年度予算額） ・ 駅等のバリアフリー化の推進 2 5 7, 1 2 3 千円【政策的新規・充実】</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 1 4 年 1 0 月 平成 2 2 年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（1 4 地区（2 5 駅）の重点整備地区を選定） 平成 1 5 年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定（平成 2 0 年度に完了）</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p> | | |

要 望 内 容

回 答

平成22年度 重点整備地区の全駅（25駅）のバリアフリー化の完了

平成24年 3月 平成32年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（10地区（11駅）の重点整備地区を選定）

平成24年度 太秦地区及び大宮地区の基本構想の策定

平成25年度 JR藤森地区、深草地区及び西院地区の基本構想の策定

大宮駅（阪急）のバリアフリー化の完了

平成26年度 阪急嵐山・松尾大社地区、上桂地区及び桃山地区の基本構想の策定

平成27年度 太秦駅、JR藤森駅（以上、JR西日本）及び深草駅（京阪）のバリアフリー化の完了

平成28年度 西大路地区の基本構想の策定

嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅（以上、阪急）及び西院駅（京福）のバリアフリー化の完了

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 326 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 326 民間バス事業者に対して、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額するなどの支援を強めること。 | <p>① 本市では、民間バスの安全性や快適性を増進する取組として、平成28年度からバス車両のバリアフリー化やバス待ち環境の向上に取り組んでいる民間バス事業者を対象に、バス停留所の標識や上屋に係る道路占用料の免除を行っております。</p> <p>② また、バス待ち環境等について、民間バス運行エリアと市バス運行エリアとの間で格差が生じているため、平成29年度からは、市内周辺部において市民の足の役割を担う民間バス事業者に対して、バス停留所の上屋やベンチの設置等、バス待ち環境の整備に対する支援を行っております。</p> <p>③ 平成30年度についても、引き続き、民間バスの利用環境向上に向けて事業者への支援を進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者への支援 74,900千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 6月 「京都市民間バス利用環境整備補助金交付要綱」を制定</p> | | |

要 望 内 容

回 答

327 JR奈良線の複線化事業にあたっては、周辺住民の要望にもとづいて事前の騒音調査・家屋調査等を丁寧に行うこと。伊達街道の第一御陵踏切は廃止しないこと。

① 騒音調査については、事業主体であるJR西日本において、環境影響評価に基づき、必要な対策を講じながら進められております。家屋調査についても、事業を進めるにあたり、必要な調査を実施するようJR西日本に対して働きかけてまいります。

② 今後は、踏切を残すことを前提に、伊達街道と上板橋通の交差点部を含めた安全対策や、両踏切設備の安全性向上を図るため、JR西日本と協力して整備計画（案）を地元を示し、地元からの意見も踏まえた整備計画を策定してまいります。

平成34年度のJR奈良線複線化第二期事業の完成予定にあわせ、交差点の改良や歩行者動線の整備など周辺施設整備については本市が、踏切施設の安全性の向上についてはJR西日本が整備してまいります。

（平成30年度予算額）

・JR西日本への補助金他 579,000千円

（経過・これまでの取組等）

| | | |
|-------|------|---------------|
| 平成25年 | 11月 | 環境影響評価の配慮書を提出 |
| 平成26年 | 3月 | 環境影響評価の方法書を提出 |
| 平成27年 | 3月 | 環境影響評価の準備書を提出 |
| | 11月 | 環境影響評価の評価書を提出 |
| 平成28年 | 3～4月 | 環境影響評価の評価書を縦覧 |
| 平成29年 | 3月 | 地元説明会を開催 |
| | 5月 | 工事着手 |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 328 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>◆市バス・地下鉄の改善を 328 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。 ・公営バス事業にたいする国の補助制度をあらゆる機会を捉えて他都市とも連携して確立すること。 | <p>① 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は、市域のバス輸送の86パーセントを担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守ってまいります。</p> <p>② 公営バス事業に対する国庫補助制度の要望については、これまでから、あらゆる機会を捉えて要望しており、今後も引き続き、補助制度の確立に向け、他都市等とも連携をはかり国に働きかけてまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 329 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>329 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守る。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。</p> | <p>① お客様からの市バス運行への御要望については、これまでから、区長懇談会等における地域からの御要望や、電話・メール等により、交通局に直接いただく「お客様の声」など、様々な媒体を通して随時御意見を伺っており、その一つ一つに耳を傾け検討を行い、でき得るものは可能な限り、各取組に反映させてまいりました。</p> <p>② また、市バスの路線・ダイヤの編成に当たっては、これまでから、御利用状況やまちの変化に対応した見直しを行っており、一部の路線においては、地域が主体となり、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」の取組により、バスの利用者数が増え、増便やバス待ち環境向上など利便性向上に結び付いた事例もあります。</p> <p>③ こうした中、平成30年3月実施の新ダイヤにおいては、モビリティ・マネジメントの取組による市バス利用の機運の高まりを受け、上京区仁和学区において、学区内の七本松通を経由し、二条駅や四条烏丸とを結ぶ52号系統を試行運行することといたしました。</p> <p>④ さらに、北区西賀茂北部地域を運行する特37号系統について、増便及び始発便の時刻の繰上げ、最終便の時刻の繰下げを行うとともに、西京区福西学区を運行している特西4号系統や西京区松陽学区を運行している69号系統の朝の通勤・通学時間帯の増便を行うことといたしました。</p> <p>⑤ 今後とも、地域が主体となって実施する「モビリティ・マネジメント」に本市も協働して取り組み、市バスをより多くの方に御利用いただくことによって、更なる路線・ダイヤの拡充を目指してまいります。</p> <p>⑥ 市バス事業においては、平成28年8月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針」に掲げた目標どおり、一般会計からの任意補助金に頼らない自立した経営を引き続き堅持してまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 330 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>330 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。周辺部を含めて市内全域を均一区間とすること。1日乗車券，昼間割引券を全区域で使用できるようにすること。</p> | <p>① 市バス・地下鉄の運賃値下げについては，これによる減収分を補うだけの収入の確保は難しく，経営に大きな影響を与えることから困難です。</p> <p>② 市バスの均一運賃区間の拡大については，より分かりやすい料金体系となり，同区間を対象とした一日乗車券の利用範囲が広がるなど，お客様の利便性向上に大きく寄与するものと認識しており，各民間バス会社と協議を進めた結果，京都バス株式会社の御理解をいただき，嵯峨・嵐山地域，岩倉・修学院地域，さらに，平成29年3月には上賀茂・西賀茂地域へと拡大してまいりました。</p> <p>均一運賃区間の拡大は，競合している民間バス会社の経営に与える影響も大きく，各社との合意が必要ですが，引き続き，市会の付帯決議を踏まえ，お客様の更なる利便性向上に向け，関係バス会社と粘り強く協議を行ってまいります。</p> <p>③ なお，一日乗車券及び昼間割引回数券を均一運賃区間外で使用可能とすることについては，均一運賃区間の拡大と同様に，市バスと路線が競合する民営バス会社に与える影響が大きいことからその実施は困難です。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 331 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>331 バス運転手の「若年嘱託制度」は同一労働同一賃金に反するものであることから、制度を廃止して正職員とすること。</p> | <p>① 若年嘱託制度については、優秀な職員を確保・育成し、運転技術やお客様接遇の向上を図るため、平成12年の採用から導入したものであり、採用後、3年の嘱託期間内に、密度の高い研修と営業所での実地指導を通じて職員を育成するとともに、厳格な基準を設け、1年ごとに嘱託期間を更新しております。</p> <p>② その結果、丁寧な接遇に対するお客様からのお褒めの言葉が増え、事故件数も減少するなど、市バス事業にとって大きな成果を挙げております。</p> <p>③ また、若年嘱託職員と正規職員は同一の給与体系であり、給与面での格差はありません。</p> <p>④ 市バスの安全運行やお客様サービスの向上、ひいては近年のお客様の増加に大きく寄与しているこの制度を今後も堅持してまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 332 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>332 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに、安全対策についても直営と同じ対応をすること。</p> | <p>① 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための有効な手段と判断しております。</p> <p>② 委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められているところです。</p> <p>③ その上で、受託者選定の際には、本市としても委託先の運転士の労働条件にかかる関係資料を提出させ、法令を遵守し、安全性が確保されていることを確認するとともに、毎年ダイヤ改正の際には、業務量の変化に対して人員の増減が適正であることをその都度確認しております。</p> <p>④ また、委託先における事故防止については、毎月開催している「全市バス安全運行推進会議」等において、交通局の毎月の重点目標や年間の事故防止目標を委託先と共有することなどにより、同じ目標に向かって取組を進めております。</p> <p>(平成30年度予算額) ・管理の受委託 委託料 5,635,396千円</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 333 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 333 回送バスを減らすこと。 | <p>① 回送運行は、市バス営業所から離れたバス停を出発地点とする系統のバス運行に必要不可欠なものですが、運行回数については最小限となるよう努めております。</p> <p>② こうした中、平成30年3月実施の新ダイヤにおいて、回送運行の一部を営業化することにより、地下鉄をはじめとする鉄道との乗継利便性向上を図ることとしました。</p> <p>③ 引き続き、可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営、営業化などについて研究を重ねてまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 334 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 334 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。 | <p>① 市バスの走行環境の改善については、運転士からの情報を基にした現地調査や、ドライブレコーダー映像の確認により、違法駐停車が多い路線等の状況を把握したうえで、その都度、交通規制を管轄する警察署に取締・指導を要望しているところです。</p> <p>今後も、取締の強化を要望するとともに、京都府警察と協議してバス専用レーンの徹底に向けた啓発を行い、市バスの走行環境改善に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用レーン啓発 1,567千円 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 335 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 335 バス待ち環境の改善を計画的に進めること。上屋については独自に設置していくこと。 | <p>① 本市では、「京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針」（平成28年8月策定）に基づき、バス停への上屋やベンチの整備、地域や事業者の御協力により、バス待ちスペースを整備する「バスの駅」や、バス接近表示器の設置など、様々な取組を積極的に進めてまいりました。</p> <p>② 特に、上屋については、広告料収入を原資とした民間事業者による整備だけでなく、平成28年度からは、広告付き上屋の設置が困難な市内周辺部等のバス停について、交通局による整備を進めております。</p> <p>③ 平成30年度についても、「京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針」に基づき、上屋の整備やソーラー式バス停照明、バス接近表示器の設置など、更なるバス待ち環境の向上に向けて、計画的に取組を進めてまいります。</p> <p>（平成30年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス停上屋整備 88,484千円 ・ソーラー式バス停照明 10,071千円 ・バス接近表示器設置 27,569千円 ・バス停ベンチ 2,790千円 ・「バスの駅」設置 10,700千円 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 336 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 336 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし、利便性の向上を図ること。 | <p>① これまでトラフィカ京カードを対象に実施してきたバスとバス、バスと地下鉄の乗継割引サービスについては、平成29年4月にICOCA、PiTaPaを含む全国10種類の交通系ICカード利用にも拡大し、さらに、ICカードの場合は、市バスだけではなく京都バスも割引対象に加えました。</p> <p>② また、平成30年3月には、市バスだけでなく地下鉄にも乗り継いで、目的地まで快適に効率よく移動していただけるよう、市バス、京都バス、地下鉄に乘車できる一日乗車券を現行の1,200円から900円へと大幅値下げするとともに、山科・醍醐地域や市内中心部を運行する京阪バスにも乗車できる「地下鉄・バス一日券」として発売し、利便性の向上を図ることとしております。</p> <p>③ さらに、多くの市民が御利用されるトラフィカ京カードについては、市バスと市バスを90分以内に乗り継いだ場合に90円、市バスと地下鉄とを当日中に乗り継いだ場合に60円割引することとしている現行の乗継割引額を、平成30年度中に120円へと拡大し、利便性向上に努めてまいります。</p> <p>④ 乗継ぎを無料とすることについては、その減収分を補うだけの収入の確保は難しく、経営に与える影響が大きいことから、実施は困難です。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラフィカ京カードの乗継割引額拡充 144,045千円【新規】 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 337 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 337 すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。ホームのベンチを増やすこと。 | <p>① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」、道路占用制度を活用した路上駐輪場の整備等により、民間事業者による自転車等駐車場の整備の促進を図っております。</p> <p>② これらの取組等により、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に、一定数の駐輪場を確保できております。今後は、各地域の放置自転車の状況、駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。</p> <p>③ 地下鉄駅のホーム階におけるベンチの増設については、混雑時において、お客様がスムーズに通行できるようにする必要があり、かつ、緊急時において、避難経路として必要な通路幅を確保しなければならず、安全面の観点から困難と考えております。</p> <p>(平成30年度予算額) ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 32,000千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成21年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始 平成22年度 御池通まちかど駐輪場の整備 平成23年度 二条駅まちかど駐輪場の整備 平成24年度 烏丸今出川路上駐輪場の整備 平成26年度 京都駅八条口自転車駐車場の整備 平成27年度 京都駅八条口まちかど駐輪場のリニューアルオープン 市役所前広場自転車駐車場の整備</p> <p><京都市民間自転車等駐車場整備助成金実績（平成21年度～29年度）> 84件 自転車4,182台分、バイク1,571台分 ※平成29年11月末時点</p> | | |

| 平成 3 0 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 3 3 8 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>3 3 8 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。</p> | <p>① 点字ブロックについては、視覚に障害のある方に安心してバスに御乗車いただくために、これまでから多くのバス停留所に敷設してまいりました。今後も、停留所施設を改良する際には、道路管理者の協力を得ながら、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化の推進に鋭意取り組んでまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 339 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 339 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。 | <p>① 市バス・地下鉄の整備業務については、効率的な運営に留意しつつ、長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ、安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため、今後も必要な体制を確保してまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 340 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>340 住民や自治団体の行う自主的なバス運行について、歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりを進めること。</p> | <p>① 地域住民が主体となったバス運行については、既に北区雲ヶ畑地域をはじめ、左京区久多地域や右京区水尾地域等で実施されており、本市予算による運行補助や国からの運行補助を受けるための支援を行っております。</p> <p>② また、自主的なバス運行を持続可能なものとするためには、地域住民の合意の下、継続的に御利用いただくことが不可欠です。このため、主体的に地域に即した運行の在り方を検討している地域においては、区役所と歩くまち京都推進室が連携して、持続的な運行維持方策を地域住民や交通事業者と共に検討し、可能な限りの支援を行っております。</p> <p>③ さらに、市バスについては、これまでから、沿線開発の進展に合わせた増便や、地域主体の「モビリティ・マネジメント」の取組と一体となった運行の充実など、都市の活力を支え、地域のまちづくりに資するよう、路線・ダイヤを拡充してまいりました。また、市バスの均一運賃区間の拡大に向け、関係バス会社と協議を行うなど、今後も一層便利なまちづくりに寄与する取組を進めてまいります。</p> <p>引き続き、地域における利用促進の取組に注視し、他の交通機関とも連携しながら市民生活を支え、京都のまちの元気を支える「地域の足」としての役割をしっかりと果たしてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進） <p style="text-align: right;">11,780千円</p> | | |

要 望 内 容

回 答

X 生活道路優先の道路環境整備を

341 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅計画は、撤回すること。

① 鴨川東岸線は、鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び、市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路となっております。

出町柳～塩小路通間については整備が完了し、塩小路通以南の事業区間のうち、第1工区は完了しているものの、施工中の第2工区と計画中の第3工区が未整備であるため、市内幹線道路の南北軸の強化や京都高速道路（阪神高速8号京都線）へのアクセスの向上等、道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっております。

② そのため、第2工区については、平成21年10月から橋りょう下部工工事及び九条跨線橋耐震補強工事を実施し、平成26年度に完了させ、平成27年度からは橋りょう上部工工事に着手しております。現在、九条跨線橋南側4径間について工事が完成しており、引き続き橋りょう上部工工事等を進め、早期の開通を目指してまいります。

③ また、第3工区については、平成30年度は平成28年度から行ってきた予備設計の成果に基づき、詳細設計を進めてまいります。

（平成30年度予算額）

- ・鴨川東岸線（第2工区） 430,284千円
- ・鴨川東岸線（第3工区） 52,320千円

（経過・これまでの取組等）

- 第1工区 平成5年度～平成21年度 整備完了
- 第2工区 平成9年度 事業着手
- 平成23年度 橋りょう下部工工事完成
- 平成26年度 九条跨線橋耐震工事完了
- 平成27年度 橋りょう上部工工事着手

（次ページに続く）

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 341 |
|------------------|------|--------------------------------|--------------------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | 第3工区 | 平成28年度～平成29年度 平成28年度～平成29年度 | 橋りょう上部工施工中 予備設計 |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 342 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 342 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。 | <p>① 国道9号の西京区千代原口地区及び右京区葛野地区において、国土交通省が京都西立体交差事業を実施しております。</p> <p>右京区の葛野地区については、千代原口地区や京都第二外環状道路の完成による交通状況の変動を注視していくと聞いております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年2月23日 千代原口地区地下トンネル開通</p> <p>平成25年4月21日 京都第二外環状道路全線開通</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 343 |
|----------------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 343 北泉通の拡幅と高野川架橋工事を中止すること。 | <p>① 都市計画道路北泉通の整備については、地域の防災機能の向上、道路ネットワークの形成による利便性の向上、歩道ネットワークの形成による安全性の向上など、事業効果の高い事業と考えており、地域住民からも早期完成を求める強い要望を頂いております。</p> <p>② 平成28年度から橋りょう下部工（橋脚及び橋台）の工事を行っており、平成30年度も、引き続き、橋りょう上部工（橋げたの架設）等の工事及び用地買収を進めてまいります。</p> <p>（平成30年度予算額） ・北泉通（橋りょう上部工他） 464,164千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成20～22年度 街路基本調査を実施 平成23～24年度 都市計画変更手続きを実施 平成24年度 事業認可取得、用地測量 平成25年度 物件調査、詳細設計 平成26～27年度 物件調査、用地買収、詳細設計 平成28年度 用地買収、橋りょう工事（橋脚及び右岸橋台）着手 平成29年度～ 用地買収、橋りょう工事（左岸橋台及び橋げた架設）</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 344 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>344 通学路の安全について、警察や学校等の関係機関と連携し、信号機の設置、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制など安全対策・整備をすすめること。</p> | <p>① 平成27年7月に「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」の部会として、土木事務所、京都府警察署、教育委員会により構成された「通学路安全部会」を設置し、必要に応じ各区役所・支所を加え、通学路の危険箇所における課題や対応について情報を共有し、通学路の安全対策を推進しております。</p> <p>② また、安全対策の一つとして実施しております、「ゾーン30」（指定した区域で制限速度を30キロとし交通安全を確保）については、平成28年度は明德小学校地区（左京区）など13箇所において新たに実施しております。今後も京都府警察と連携して安全対策に取り組んでまいります。</p> <p>③ 今後も、通学路の安全対策の取組により得た知見を活かし、区役所、京都府警、教育委員会との緊密な連携の下、通学路を含む生活道路について安全対策に取り組むとともに、京都府警察が進める「ゾーン30」の他の学区への拡大についても、連携して進めてまいります。</p> <p>（平成30年度予算額） ・交通安全施設整備費 1,029,104千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成24年度 市内全小学校の通学路の緊急総点検（平成24年8月末までに緊急に対策が必要なもの等の第1次対策完了） 平成25年度 第2次対策により道路管理者の対策完了（平成25年5月末） 平成25年度～ 京都府警察と連携したゾーン30の取り組みの実施 平成25年度 1箇所 平成26年度 3箇所 平成27年度 11箇所</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 344 |
|------------------|--------|--|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 13箇所 「京都市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の交通安全対策を計画的・継続的に実施 | |
| | | 平成27年度 863箇所 | |
| | | 平成28年度 77箇所 | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 345 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 345 土木事務所の予算を増額するなど生活道路の補修や街灯設置などの整備を進めること。 | <p>① 生活道路については、平成29年度に引き続き、地域から寄せられる身近な補修要望に応えられるよう舗装補修の予算を拡充し、取り組んでまいります。</p> <p>② また、街灯については、引き続き市民要望を基に設置を行ってまいります。</p> <p>③ 引き続き、土木事務所の予算については、必要な予算の確保に努め、安心・安全でより良い市民生活の実現を目指してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路維持補修費 3,182,584千円 ・交通安全施設整備費 1,029,104千円 | | |

| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答 | | NO. | 3 4 6 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>3 4 6 横断歩道橋の撤去については、地元・学校関係者等の声をよく聞いてすすめること。</p> | <p>① 本市が管理している横断歩道橋の多くは、昭和 4 0 年～昭和 5 0 年代初頭にかけて、当時社会問題化していた交通事故対策等のために整備したものであり、これまで、部分的な補強などにより維持管理を行ってまいりました。</p> <p>② しかしながら、経年による老朽化、バリアフリーや景観の観点から問題が生じているものが多くあり、また、少子化の進展により通学路の指定がなくなるなど利用者が少なく、既にその役割を終えているものもあることから、利用状況等により存続する必要があるものを除き、原則撤去を進めております。</p> <p>③ なお、撤去に当たっては地元や関係機関としっかりと協議を行ってまいります。</p> <p>(平成 3 0 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道橋撤去 2 0 4 , 6 0 0 千円 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 347 |
|--------------------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 347 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。 | ① 里道については、厳しい財政状況の中、現状のまま維持管理することを基本としており、道路改良を行うことは困難ですが、市民からの要望や現地の状況等を踏まえ、適切な維持管理に努めてまいります。 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 348 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>348 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。L型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。</p> | <p>① 私道については、一般交通の用に供されている場合には、公道と同様、重要な機能を有していることから、地元が実施される舗装工事を支援（補助）しており、平成22年度から排水施設の改修を助成対象に拡大するとともに、助成率を50%から75%へと引き上げ、さらに、平成25年度からは袋路となっている私道についても助成対象に加えました。</p> <p>また、平成27年度からは、これまで5月から8月までの3箇月間であった受付期間を通年に拡大するなど、助成制度の更なる利用促進を図っているところです。</p> <p>なお、本制度では、舗装とそれに付帯するL型街渠を一体的に整備することにより、私道の整備が促進されるものとしているため、助成対象をL型街渠等の単独工種に拡大することは考えておりません。</p> <p>（平成30年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私道整備助成金 15,000千円 | | |

要 望 内 容

回 答

349 地域の実情に合わせて自転車駐輪場の整備を促進すること。駐輪場の案内板等を設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。

- ① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」の活用等により、民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図っており、同制度では、バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）を含めた整備についても、助成対象としております。
- ② また、市営や助成金制度の活用により整備した自転車等駐車場への看板の設置のほか、都心部の撤去警告看板への駐輪場案内図の貼付、ウェブサイト「京都市サイクルサイト」による駐輪場情報の発信を行っております。
- ③ さらに、一定規模以上かつ特定の建築物に自動車の駐車場の設置を義務付けていた「京都市駐車場条例」を平成26年10月に改正し、自動二輪車についても駐車場の設置を義務付けるとともに、設置される自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の駐車場の義務台数を減らすことができる制度としております。
- ④ 今後も、各地域の放置自転車の状況、駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪・駐車スペースの確保に努めてまいります。

（平成30年度予算額）

・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 32,000千円

（経過・これまでの取組等）

平成21年度 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」運用開始

平成26年 4月 市営自転車等駐車場（11施設）において、自動二輪車（125cc以下）の受け入れ開始

10月 京都市駐車場条例の改正による

（次ページに続く）

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 349 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>自動二輪車の駐車施設の付置の義務付け 平成27年 3月 桂川駅西口バイク駐車場の整備 4月 御池駐車場へのバイク受入れ開始 平成28年10月 京都駅八条口バイク駐車場のリニューアルオープン</p> <p><京都市民間自転車等駐車場整備助成金実績（平成21年度～29年度）> 84件 自転車4,182台分, バイク1,571台分 （うち平成29年度 6件 自転車321台分, バイク79台分） ※平成29年11月末時点</p> <p><原動機付自転車等の受入れ台数等> 原動機付自転車・自動二輪車（排気量125cc以下）を受け入れている 市営自転車等駐車場 18箇所 1,866台 （うち自動二輪車については11箇所 743台） 原動機付自転車・自動二輪車を受け入れている市営駐車場 7箇所 549台</p> | | |

要 望 内 容

回 答

350 自転車走行レーンの拡充や、レーンへの自動車の違法駐車対策の強化、自動車運転者への一層の安全呼びかけ等、自転車走行環境の一層の改善をはかること。

① 自転車走行環境の整備については、平成29年度に、「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の重点地区の一つである都心部地区において、京都御苑周辺を中心に、車道の左側に矢羽根と自転車マークを設置しております。

平成30年度も、引き続き、都心部地区において整備を行ってまいります。

② 違法駐車対策については、自動車教習所における講習等を通して、矢羽根と自転車マークの設置箇所は自転車走行場所であることを、自動車の運転手に対し周知してまいります。

③ また、「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部を中心に、違法駐車等防止指導員（行財政局サービス事業推進室職員）により違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施するなど、引き続き、効果的な指導・啓発活動を展開してまいります。

（平成30年度予算額）

- ・自転車走行環境の整備 147,816千円
- ・違法駐車等防止対策事業 1,311千円

（経過・これまでの取組等）

＜自転車走行環境整備＞

平成24年度 自転車通行環境整備工事（烏丸通：丸太町通～御池通）

平成25年度～26年度

自転車通行環境整備工事（御池通：御池大橋～堀川通）

（次ページに続く）

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 350 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>平成26年度 自転車通行環境整備工事（西洞院通：東寺道～九条通） （新町通：七条通～塩小路通）</p> <p>平成25年度～27年度 自転車通行環境整備工事（七条通：大宮通～千本通）</p> <p>平成27年度～28年度 自転車通行環境整備設計（七条通：千本通～西大路通）</p> <p>平成28年度～29年度 自転車走行環境整備工事（都心部地区）</p> <p><違法駐車対策> 平成 7年 4月 「京都市違法駐車等防止条例」の施行 平成23年10月 「中心市街地重点路線等クリア作戦」の開始</p> | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--|-----|-------|---------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答 | | NO. | 3 5 1 | | | | | | |
| 要 望 内 容 | 回 答 | | | | | | | | |
| <p>3 5 1 歩行者の安全に万全・細心の注意を払うことや保険への加入促進など、自転車利用者への安全運転徹底とマナー向上をはかる取り組みをすすめること。</p> | <p>① 「京都・新自転車計画」では、ルール・マナーの「みえる化」を大きな柱の1つとしており、平成29年度は、中学生・高校生向けに、各学校の周辺地域の交通環境を題材に自転車の安全利用を実践的に学習する「見て分かる！」自転車安全教室について、開催回数を増やし実施するほか、自転車を乗り始める時期である幼児を対象とした「キックバイクを用いた子ども自転車教室」を試行実施しております。また、自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 Life in Kyoto (一般向け・子ども向け)」を発行し、市内小中高校等の全児童・生徒に対して配布しております。</p> <p>② 自転車保険の加入義務化については、平成29年10月からの事業者・レンタサイクル事業者に続き、平成30年4月から自転車利用者に対して適用されます。 また、テレビ・ラジオによる広報キャンペーンや市民しんぶんなど、あらゆる機会を通じて自転車保険の加入促進に向け、周知してまいります。</p> <p>③ 今後も、学校や警察、地域等とも連携しながら、ライフステージに合わせた京都ならではの自転車安全教育及び効果的な啓発の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・自転車安全利用教育の実施</td> <td style="text-align: right;">1 5 , 9 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・自転車ルール・マナーの啓発</td> <td style="text-align: right;">6 , 3 7 4 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・自転車保険の加入義務化</td> <td style="text-align: right;">8 , 6 8 0 千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年度 「京都市自転車安心安全条例」の制定 平成23年度～ スケアード・ストレイト方式による交通安全教室の開催 (次ページに続く)</p> | | | ・自転車安全利用教育の実施 | 1 5 , 9 0 0 千円 | ・自転車ルール・マナーの啓発 | 6 , 3 7 4 千円 | ・自転車保険の加入義務化 | 8 , 6 8 0 千円 |
| ・自転車安全利用教育の実施 | 1 5 , 9 0 0 千円 | | | | | | | | |
| ・自転車ルール・マナーの啓発 | 6 , 3 7 4 千円 | | | | | | | | |
| ・自転車保険の加入義務化 | 8 , 6 8 0 千円 | | | | | | | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 351 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>平成26年度～ 自動車教習所を活用した自転車安全利用講習の開催 「自転車マナーアップフェスタ in 京都」の開催 京都市自転車安全利用推進企業制度の創設 「京都・新自転車計画」の策定</p> <p>平成27年度～ パパママ自転車教室の開催</p> <p>平成28年度～ 中学生・高校生向け「見て分かる！」自転車安全教室の開催 キックバイクを用いた子ども自転車教室の開催 自転車保険の加入義務化に係る「京都市自転車安心安全条例」の改正</p> <p>平成29年度 ウェブサイト「京都市サイクルサイト」のリニューアルオープン 中学生・高校生向け「自転車安全教室（事故のリスク・社会的責任編）」の開催 自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 Life in Kyoto（一般向け・子ども向け）」の発行・配布 自転車保険専用コールセンターの設置 「京都市レンタサイクル事業者認定制度」の創設 事業者・レンタサイクル事業者 自転車保険の加入義務化開始（10月～）</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 352 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| XI 公正・公開・市民参加の市政運営を 352 特別自治市の検討を中止すること。 | <p>① 個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自主的・総合的に推進していくためには、基礎自治体優先の原則のもと、市民に最も身近な基礎自治体に対して、国や都道府県から権限と財源を大幅に移譲し、地域のことは地域で決め、実行できる仕組みを構築していく必要があります。</p> <p>② 先駆的かつ先導的な役割を果たしている政令指定都市においては、将来の在るべき姿として、市域内の地方の事務全てを担う特別自治市がふさわしいと考えております。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 353 |
|---------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 353 関西広域連合から脱退すること。 | ① 関西広域連合において、引き続き、関係府県市と連携し、設立目的である国出先機関の移管や分権型社会の実現を目指すとともに、広域課題の解決に向けて、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかし、関西全体、日本全体の発展に貢献してまいります。 | | |

要 望 内 容

回 答

354 岡崎活性化ビジョンについては根本から見直し、MICEや夜の賑わい創出に偏重した観光客呼び込み方針と過大な施設整備方針を改め、地域住民の生活と営業を守る計画とすること。

① 岡崎地域活性化ビジョンは、検討委員会でのオープンな議論と多くの市民意見・アイデアを盛り込み策定されたものであり、文化芸術、MICE拠点としての機能強化や、多くの人々が訪れたいくなる新たな賑わい創出など、世界に冠たる文化・交流ゾーンとして更なる発展を目指す夢のあるビジョンです。

今後とも、地元の施設・団体などで構成する官民地域連携組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、地域住民はもとより、多くの市民・関係者の理解と積極的な参加をいただきながら、世界の人々が集い、ほんものに出会う「京都岡崎」のまちづくりに取り組んでまいります。

(平成30年度予算額)

・岡崎地域活性化ビジョンの推進 29,000千円

(経過・これまでの取組等)

平成23年 3月 岡崎地域活性化ビジョン策定

7月 「京都岡崎魅力づくり推進協議会」設立

10月 「岡崎ときあかり～あかりとアートのプロムナード～」開催
(以降毎年度実施、23年度は「岡崎・あかりとアートのプロムナード」という名称で開催、25年度は荒天のため中止)

平成24年 3月 「岡崎桜回廊ライトアップ&十石舟めぐり」開催 (以降毎年
～4月 度実施、23年度は「岡崎疏水・桜ライトアップ&十石舟夜桜運航」という名称で開催)

5月 「地図で読む 京都・岡崎年代史」の発行・販売開始

9月 「京都岡崎レッドカーペット」開催 (以降毎年度実施)

平成25年 8月 岡崎秋の総合情報パンフレット「岡崎手帖」(秋号)の発行
(以降毎年度発行)

岡崎の総合情報サイト「岡崎コンシェルジュ」やスマホ向けアプリの運用開始

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 354 |
|------------------|-------|-----|---|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | 平成26年 | 8月 | 京都岡崎ガイドマップ「岡崎どこいこトコ♪トコ♪街図」の発行開始 |
| | | 9月 | 「京都岡崎レッドカーペット」, 「岡崎ときあかり」と「京都国際マンガ・アニメフェア」を「京都岡崎ハレ舞台」と称して同日開催(27年度も実施) |
| | 平成27年 | 3月 | 岡崎春の総合情報パンフレット「岡崎手帖」(春号)の発行 京都岡崎ガイドマップ英語版「Kyoto OKAZAKI Guide MAP」の発行開始 |
| | | 8月 | 「岡崎手帖 別冊」岡崎グルメガイド2015秋冬号を発行 |
| | | 9月 | 岡崎プロムナード供用開始 「京都岡崎ループ」(「京都岡崎・都心循環バス」)車内デジタルサイネージでの岡崎の見どころ配信開始 |
| | | 10月 | 「京都岡崎の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定 |
| | | 11月 | 京都市動物園グランドオープン |
| | | 12月 | 岡崎地域の情報発信・総合案内拠点「岡崎・市電コンシェルジュ」の開設 |
| | 平成28年 | 1月 | ロームシアター京都オープン |
| | | 8月 | 「京の七夕 岡崎プロムナード 星の響宴」開催(29年度も実施) |
| | | 9月 | 「京都岡崎レッドカーペット2016×京都文化芸術祭」, 「岡崎ときあかり」と「京都国際マンガ・アニメフェア」を「京都岡崎ハレ舞台」と称して同日開催 |
| | 平成29年 | 9月 | 「京都岡崎レッドカーペット2017」, 「日・中・韓グルメ回廊」, 「岡崎ときあかり」と「京都国際マンガ・アニメフェア」を「京都岡崎ハレ舞台×東アジア文化都市2017京都-東アジアの祝祭-」と称して同日開催 |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 355 |
|-------------------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 355 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。 | <p>① ネーミングライツの導入については、「市会基本条例の一部を改正する条例」等の趣旨を踏まえ、適切に運用するとともに、平成29年9月に要綱を改正し、公募前に市会へ報告することとしました。</p> <p>② 今後も、市民や議会の理解を得ながら、ネーミングライツの導入を推進してまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 356 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>356 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。</p> | <p>① 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。</p> <p>② 同制度によって運用している施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えます。今後とも、制度の対象となる施設については、同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>③ 利用料金制は、指定管理者による創意工夫を引き出すことのできる手法であり、施設の目的や特性に応じて、引き続き活用を進めてまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 357 |
|-----------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 357 会計年度任用職員は導入しないこと。 | <p>① 平成29年5月17日に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成32年4月1日施行）においては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するために、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されるとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付に関する規定が整備されたものです。</p> <p>② 国から地方公共団体に対しては、改正法の施行に遺漏のないよう必要な対応を図ることが求められているところであり、本市においても、臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の職の在り方等について、法改正の趣旨に則ったものとなるよう、円滑な制度の実施に向けて検討してまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 358 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 358 技能労務職員の50%削減及びごみ収集業務の70%民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。 | <p>① これまでから、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」や「ごみ収集処理業務の更なる改革策」において、「技能労務職員の50%削減の段階的实施」及び「ごみ収集業務の70%民間委託化」を掲げ、取組を推進しているところです。</p> <p>② 今後も引き続き、徹底した行財政改革に取り組むとともに、平成28年度から本格実施した「燃やすごみの完全午前収集」といった市民サービスの向上と併せて、一層のごみ減量、リサイクルの推進にも取り組んでまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 359 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>359 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保は厳守すること。</p> | <p>① 京都市債権管理条例において、「市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき、適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。」と規定しております。</p> <p>② 本市においては、催告等による納付勧奨を行っても、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納付する資力があると確認できた場合に、滞納者の実態を把握のうえ、差押えを執行することとしております。</p> <p>差押えの執行に当たっては、生活保障の観点から、給与等の差押禁止額等、法令に定められている差押禁止財産の規定を厳格に遵守してまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 360 |
|--------------------------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 360 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。 | ① 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えておりますが、永住外国人への地方参政権付与については、国において判断されるべきものと考えております。 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 361 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>361 「防犯カメラ」について、プライバシーの侵害がおきないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置にあたっては、近隣住民の合意と納得が得られていることを確認すること。 ・管理者に対して、プライバシー権、肖像権などの、知識・認識を正しく得られるよう、周知徹底の機会を十分に設けること。 ・設置場所において、録画の有無、録画の目的、設置者、連絡先を明示させること。 | <p>① 本市では、地域団体や事業者等に対し、防犯カメラの導入費用の一部を補助する「防犯カメラ設置促進補助事業」を実施しております。地域団体向け防犯カメラの補助に当たっては、地域住民の合意形成が得られていることを確認するため、地域団体の総意で設置することを証する資料の提出を求めています。</p> <p>② また、各団体及び事業者等に対し、防犯カメラの適正管理、画像の利用、提供の制限、管理・運用規定の策定、設置場所における設置主体の明示等を定めた「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく運用を求めるなど、丁寧な指導に努めております。</p> <p>③ 引き続き、防犯カメラの設置者や管理者に対し、ガイドライン等に沿った適正な管理・運用を実施するよう指導の徹底に努めることにより、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の中で、地域の意向を踏まえて防犯カメラ設置促進補助事業を実施してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 104,768千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年2月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業のモデル実施 7月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設 平成26年7月 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」協定締結 平成27年4月 補助対象に事業者等を追加 | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 362 |
|---|--|-----|-----|
| 要望内容 | 回答 | | |
| 362 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめ、一般行政に徹すること。 | <p>① 同和行政については、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、特別扱いを排する改革を推し進めてまいりました。</p> <p>② 今後についても、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 363 |
|---------------------------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 363 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。 | <p>① 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年3月 「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止 5月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 364 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>364 行政の主導による市民と企業への「人権啓発」や研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加・動員をやめること。</p> | <p>① まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を実現するためには、人権啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体等との連携の下、効果的に推進するとともに、研修等を通じて、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調としている本市職員の人権尊重意識を徹底することが必要です。</p> <p>② 今後も、「京都市人権文化推進計画」に基づき、行政が市民に働き掛ける「広報」、市民への「学習機会の提供」、さらには市民の「自主的な取組の支援」に取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 35,643千円 ・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 3,728千円 | | |

要 望 内 容

回 答

365 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。

- ・「市消費者教育推進計画」の取り組みにあたっては、関係者や市民の意見を反映させること。
- ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。ワンストップの対応ができるようにすること。
- ・多様化する消費者被害を防止するため、市民啓発を強めるなど対策を強化すること。
- ・高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。

① 本市では、「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）」（以下「消費者教育推進計画」という。）に基づき、消費者団体等との連携による講座やイベントの開催、消費者教育冊子等の作成などの消費者教育を推進しております。

消費者団体等の関係者からは、共催イベントでの連携や定期的な懇談会等を通して、また、市民からは、啓発イベント等の参加者や冊子の利用者を対象に実施するアンケートを通して様々な御意見をいただいております。

今後も、関係者や市民からいただいた貴重な御意見を踏まえながら、消費者教育の取組の充実を図ってまいります。

② 消費生活総合センターにおける相談体制については、平成27年度に相談員を1名増員し、更なる体制の強化を図りました。

相談員の処遇については、複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、研修への参加を積極的に行い、資質向上を図るなど、引き続き、相談員への支援強化に努めてまいります。

また、消費生活総合センターでは、消費生活相談のほか、法律相談、交通事故相談等、様々な相談事業を実施しております。今後も、それぞれの相談事業で連携を図りながら、より多くの相談にワンストップで対応できるよう努めてまいります。

③ 近年の消費者被害の多様化を踏まえ、消費生活情報誌、京都市情報館、インターネットの活用等の様々な媒体により、迅速な注意喚起を行うよう努めております。また、消費者教育推進計画に基づき、啓発イベント、講座、年齢階層に応じた消費者教育冊子の作成・配布等、被害に遭わないための知識を身に付けていただくための様々な取組を進めております。

今後も、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、更なる消費者教育・啓発の充実を図ってまいります。

（次ページに続く）

| | | | |
|-------------------------|---|-----|-------|
| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答 | | NO. | 3 6 5 |
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>④ 高齢者からの相談を受けるに当たっては、判断能力の低下等により、自主交渉が困難な場合が多いことから、事業者とのあっせん交渉を積極的に行うなど、特にきめ細やかに対応して問題解決を図っております。</p> <p>一方、高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報物を活用した啓発や講座・教室等を開催するなど、高齢者自身あるいは高齢者を見守る立場にある方への啓発を積極的に行うことにより、消費者被害の未然防止に努めております。</p> <p>引き続き、新たな手口にも十分注意しながら、高齢者への啓発を強化していくとともに、市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し、消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう、努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談 6, 344千円 ・多重債務相談 687千円 ・相談事業 27, 511千円 ・消費者啓発 14, 404千円 <p>※ 平成30年度予算から特定財源で実施している事業費予算も計上しております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年3月 「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン」を策定</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 366 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>366 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。</p> | <p>① 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。</p> <p>② 近年、多重債務相談については、貸金業法の改正における過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や多重債務問題に対する本市における取組などにより、状況に一定の改善が見られております。</p> <p>③ しかしながら、依然として多重債務問題でお困りの消費者がおられることから、このような方々への対処は重要です。 今後も、相談に応じられる専門体制を継続させていくとともに、庁内関係部署とも連携し、相談窓口の周知をはじめ、契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・多重債務相談 687千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成19年10月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画 12月 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)を開設 平成20年 4月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設 平成22年 6月 改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施 9月 多重債務特別相談とところの健康相談を同一会場で実施 (第2・第4水曜日) 平成23年 5月 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)の相談受付時間を延長</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 367 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>367 国連女性差別撤廃委員会の総括所見や勧告を真摯に受け止め、一刻も早い女性差別是正のための法整備等を国に求めること。</p> | <p>① 平成28年3月に国連女子差別撤廃委員会から「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」が公表されて以降、国においては、再婚禁止期間の短縮等に係る民法改正（平成28年6月）や性犯罪の厳罰化等に係る刑法改正（平成29年6月）が行われるなどの法整備が進んでおります。国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女子差別撤廃条約等の積極的遵守」を明確に掲げているところであり、今後も、女性差別是正のために必要とされる取組等について、国における動向を注視してまいります。</p> | | |

要 望 内 容

回 答

- 368 「きょうと男女共同参画推進プラン」について、以下の取り組みを強化すること。
- ・女性の働く権利を守るためにもマタニティハラスメント、セクシャルハラスメントなど、人権侵害をなくすること。
 - ・公的保育施設の増設など働きやすい環境を抜本的に整備すること。
 - ・京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を条例に追加し、実効性ある取り組みを行うこと。
 - ・男性の育児休業取得を促進するよう啓発を進めること。
 - ・女性の視点が行き渡るよう市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。
 - ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。

- ① 第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続ける環境づくりに取り組んでおります。
同プランにおいては、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する人権侵害であるセクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止対策の推進を盛り込むとともに、「真のワーク・ライフ・バランスの推進」を重点分野に掲げており、ハラスメントの防止に向けた取組や子育てしながら働き続けられる条件整備を進めるなど、今後も男女が共に安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。
- ② 保育施設については、平成30年4月に向けて、現時点において1,234人分の児童受入枠の拡大を予定しております。
また、平成30年度当初予算においては、現時点において国制度の積極的な活用も図りながら、363人分の児童の受入枠拡大を予定しており、引き続き地域の保育ニーズに応じた保育所等の整備を推進してまいります。
- ③ 京都市男女共同参画推進条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念や男女共同参画推進施策の基本となる事項を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにし、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定しており、罰則を定めるべき条例とは認識しておりません。引き続き、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、市民や事業者をはじめ、各種関係機関と連携し取組を進めてまいります。

要 望 内 容

回 答

- ④ 男性に育児等への参画を促進するための取組として、男性向けの家事・育児講座等を実施しております。また、従業員の育児や介護等に関する支援等を行う中小企業を表彰する「『真のワーク・ライフ・バランス』推進企業表彰」において、育児休暇や介護休暇の取得実績等を評価項目の一つとしており、取組内容をホームページ等で広く周知しております。今後も、国や京都府等の関係機関と連携し、男性の育児休業取得促進に向けた啓発に取り組んでまいります。
- ⑤ 女性職員の登用については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定を踏まえ、特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン」に基づき、平成32年4月1日時点で、管理職員（課長級以上）に占める女性職員の割合20%を数値目標として取り組んでおり、平成29年4月1日時点で同プラン策定時の16.5%から18.2%となっております。
- また、平成29年4月の定期異動では、要職である市会事務局長（局長級）に初めて女性職員を抜擢するとともに、部長級への女性職員の登用は、過去最高の11名となりました。
- 引き続き、女性の働きやすい職場環境を整えるとともに、市政の隅々にまで女性の視点が行きわたるよう、幹部職員への登用や、昇任意欲の喚起等の取組を一層積極的に進めてまいります。
- ⑥ 審議会委員への女性の登用については、「きょうと男女共同参画推進プラン」において、「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を65%以上にする」を目標として、引き続き、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう、女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。
- ⑦ 「きょうと男女共同参画推進プラン」の改定の際には、「男女共同参画に関するアンケート」及び「配偶者等からの暴力に関する市民意識調査」の結果並びに男女共同参画審議会における議論及びパブリックコメントにより得られた幅広い意見を反映しております。今後も、市民や関係団体などからいただく意見を踏まえながら、同プランを推進してまいります。

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 368 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所待機児童の解消 1,553,800千円 【民間保育所等整備助成については政策的新規・充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年3月31日現在 女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合 63.4%</p> <p>4月 1日現在 女性役付職員の比率 22.9%</p> | | |

要 望 内 容

回 答

369 LGBT（性的マイノリティ）等の権利保障に取り組むこと。

- ・当事者及び支援者等の意見・要望を聴取すること。
- ・プロジェクトチームを発足させ、市職員の教育、総合的な対策を検討すること。
- ・公的書類における不必要な性別欄は削除すること。
- ・専門相談窓口の設置及びコミュニティスペースを設置すること。
- ・同性によるパートナーを家族とし、市営住宅の入居を認めること。
- ・多目的トイレを「誰でもトイレ」等と表示し誰もが使用しやすくすること。
- ・京都市自殺対策計画にLGBT等を盛り込むこと。
- ・市民への啓発活動を強めること。
- ・教育委員会として教職員や児童・生徒・保護者への教育・研修及び啓発活動に努めること。
- ・学校施設のトイレ、更衣室、制服の扱い等当事者の意思を尊重し、対応すること。

① LGBT等の性的少数者について、市民や企業等の理解を深め、社会的認識の形成を図るために、人権総合情報誌における当事者のインタビューや企業の取組等の紹介、LGBT等の性的少数者の人権をテーマとした啓発講座の開催など、様々な取組を進めております。

また、平成29年度は、文化芸術の力を活用し、社会的課題を抱えた方も含めた様々な人々の社会参加の機会を増やし、その困難の緩和や解決につなげるための取組として、「文化芸術で人が輝く社会づくりモデル事業」を実施しております。本事業において実施する3つのモデル事業（子ども／LGBT／多文化共生の各プロジェクト）の取組の一つとして、LGBTをテーマとし、理解促進に繋げるワークショップ等の取組を実施しております。

② 京都市消費生活総合センターにおいて、毎月、人権擁護委員による特設人権相談を実施しており、LGBT等の性的少数者の方からの相談にも対応しております。

③ LGBT等の性的マイノリティの方の支援については、実態を把握し、関連分野の関係機関・団体との連携を確立することが重要となります。そのため、「きょういのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」において、様々な相談機関に加えて、医療機関、報道機関や寺社など、幅広く関係機関・団体との連携体制等を強化することとしております。

また、平成30年度からは、ゲートキーパー研修等において、様々な関係機関・団体の支援者にLGBT等の性的マイノリティの理解を深めるための内容を加えることにより、更なる支援の充実を図ってまいります。

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

- ④ 教員の理解促進に向けては、全校種・全教職員のうち、受講希望者を対象とした「人権教育講座」の中でLGBTをテーマに取り上げるとともに、特に、児童生徒から心身の相談を受けることが多い養護教諭を対象として研修を行う等、学校での配慮や支援の在り方等について、正しい知識を持てるよう取組を進めております。
- 平成29年度は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象にLGBTの現状と具体的な支援方法等について理解を深める研修を実施するとともに、研修での配付資料をイントラネットにも掲載し、教職員が資料を閲覧できるようにすることで広く共有を図っております。また、平成30年1月には、全校園長を対象とした研修会において、LGBTに関する講演会を実施し、校園長からの校内での確実な伝達研修を実施するようにしております。
- また、児童生徒に発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせるための取組として、人権学習の一環としてLGBTをテーマにした学習や講演会等を実施する学校もあります。さらに、小学校6年生の保護者向け啓発冊子「思春期のこどもの心と親のかかわり」において、LGBTの子どもたちへの理解を深めるためのページを設けるなど、保護者への普及啓発にも取り組んでおります。
- 引き続き、学校全体として人権文化の醸成を図るとともに、人権教育の一環として、教職員研修や各校での道徳、学級活動などの機会を捉えて取組を進めることで、児童・生徒や保護者が、学校に相談しやすい環境づくりを進め、制服については、スラックス等を選択可能とするなど、当事者の意見を尊重した対応を行ってまいります。
- ⑤ 学校施設については、校舎の改築やリニューアル改修等の際には、学校の意向等を踏まえ、多目的トイレの設置を検討してまいります。
- ⑥ 他の御要望事項については、今後、国の動向や他都市における取組状況、支援団体等の御意見なども踏まえて、どのような課題があり、何が必要とされているのか十分に調査研究したうえで、具体的な取組内容について検討を進めてまいります。

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 369 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権文化推進計画の推進（人権文化推進計画進行管理） 3,893千円【新規】 ※ 市民意識調査の実施のための予算を含む。 ・ 命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実 13,712千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 3月 「きょう いのち ほっとプラン（自殺総合対策推進計画）」 を策定</p> <p>平成29年 3月 「きょう いのち ほっとプラン（自殺総合対策推進計画）」 〔改定〕</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 370 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>370 家族従業者の働きを認めない所得税法56条について、「見直しの検討」を求める国連女性差別撤廃委員会の勧告に基づき廃止するよう国に求めること。</p> | <p>① 所得税法第56条の規定は、生計を一にする配偶者その他親族に対して支払われる給料等の対価について、恣意的に対価を定めるなどにより所得分散を図り、税負担を軽減しようとする行為を防止するために設けられているものです。</p> <p>② 家族従業員に対して支払われる給与については、所定の帳簿を整備し、家計と事業の収支を経理上明確にした所得税法第57条に基づく青色申告であれば、必要経費に算入できるとされております。</p> <p>③ 国においては、平成29年度税制改正で配偶者控除の見直しが行われるなど、女性活躍を支える制度や基盤の整備が進められており、本市としては、こうした動きを含め、今後の国での検討状況の推移及び議論の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 371 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>371 DV相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターへの補助の拡充，公的シェルターの設置などを行うこと。 ・被害者の自立へ継続的支援を行うこと。 ・デートDV等，中・高校生や青少年へ教育・啓発活動を強めること。 | <p>① 京都市DV相談支援センターにおいては，相談件数の増加等に対応するため，相談員を増員するなど，相談体制の充実を図ってまいりました。今後も相談件数等利用状況を踏まえ，体制や支援の拡充に適切に対応してまいります。</p> <p>② 京都市内におけるDV被害者が利用できる公的シェルターについては，京都府家庭支援総合センターが設置しており，同センターとは定期的に情報共有を行うなど，緊密な連携を図っております。</p> <p>本市では，緊急時の一時保護を行うため，民間シェルターを運営する民間団体に対し，家賃に要する費用の助成と生活諸費相当額の助成を実施しており，引き続きシェルターの稼働状況に応じて，補助の拡充等，適切に対応してまいります。</p> <p>③ 被害者の自立に向けた継続的支援については，京都市DV相談支援センターにおいて，初期の相談から長期にわたる自立生活の促進に向けた支援に重点的に取り組んでおり，今後とも被害者の状況に応じた切れ目のない支援を実施してまいります。</p> <p>④ 若年層への啓発については，デートDV予防教材を活用し，京都市立中学校及び高等学校などにおいて啓発を行っており，引き続き，関係機関と連携した取組を進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センターの運営及びDV被害者支援事業 <p style="text-align: right;">50,630千円</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p> | | |

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 371 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成17年 4月 京都市民間緊急一時保護施設(民間シェルター)補助金制度※の創設 ※シェルターを運営する民間団体に対し、家賃に要する費用を助成</p> <p>平成23年 3月 京都府(男女共同参画課及び家庭支援課)、京都市(男女共同参画推進課)を事務局とする配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議※を設置 ※配偶者等からの暴力による被害者を支援するために、関係機関が情報の共有化を図り、それぞれの機関が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的とする。</p> <p>10月 京都市DV相談支援センター開所 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金制度※の創設 ※DV被害者の緊急時における安全の確保を行った場合に、シェルター等を運営する民間団体に対し、生活諸費相当額を助成</p> <p>平成25年 4月 男性のためのDV電話相談窓口を開設</p> <p>平成29年 3月 若年層におけるデートDV予防のため、「京都市デートDV予防教材 アイのカタチ」を作成</p> | | |

要 望 内 容

回 答

372 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位に産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。定住促進をはかること。「京北地域活性化ビジョン」の市民意見募集に反対意見が多く寄せられた学校の統廃合は行わないこと。2016年2月市会の附帯決議に基づき、市民の声をしっかり聞き反映させること。

① 北部山間地域の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって住み続けることができるよう、これまでから、道路、交通、超高速インターネット環境の整備促進、地域水道等のインフラ整備をはじめ、地域の生活支援、農林業の振興による就労の創出等に取り組んできたところです。

② 平成30年度は、移住に対する地域の機運をより一層高めていく必要があることから、北部山間かがやき隊員を増員し、北部山間地域の最大の魅力である豊かな自然や文化、都市部に近接した便利な田舎暮らしなどの情報を発信するとともに、都市部の若年層や子育て世代等の交流人口を拡大するなど、地域力を最大限に活かした山間地域の振興策を実施してまいります。

③ なお、本市の学校統合については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意向を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。

京北地域においては、「京北地域小中一貫教育校検討協議会」が設置され、統合の進め方や小中一貫教育校の創設に向けた課題について検討・協議を行っております。協議内容に関する地元住民への周知については、検討協議会開催ごとに京北地域全戸配布の「検討協議会だより」で協議の状況とご意見を受け付ける旨をお知らせするとともに、会議資料や摘録を教育委員会ホームページ上で公表するなど、協議内容を公開し、また、地域住民に一層の御理解をいただき議論の進展につなげるために、平成29年3月から、会議の傍聴を可能としております。

また、平成29年1月と11月には、検討協議会の取組状況等に関する住民説明会を開催し、地域住民や保護者と直接意見交換をさせていただいております。今後、検討協議会の進捗を踏まえながら、適宜住民説明会を開催するなど、地元住民の方々からお寄せいただく御意見を十分踏まえ、京北地域全体の活性化にもつながる小中一貫教育校の創設に向けて取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

(平成30年度予算額)

- ・ 北部山間地域への移住促進事業 17,900千円
- ・ 北部山間かがやき隊員との協働による地域活性化の推進
38,620千円【政策的新規・充実】

(経過・これまでの取組等)

- 平成17年度 京都市・京北町合併建設計画策定(平成17年度～31年度)
- 平成21年度 「水尾の元気策～地域活性化アクションプラン～」策定
【右京区】
- 平成22年度 「京都市過疎地域自立促進計画(平成22年度～27年度)」
策定
- 平成23年度 「宕陰地域活性化アクションプラン」策定【右京区】
- 平成25年度 「北山三学区まちづくりビジョン」策定【北区】
「古民家活用ネットワーク事業」【左京区】
- 平成26年 9月 京北地域活性化企画本部の立ち上げ
- 平成27年 8月 「京都 京北未来かがやきビジョン」策定
9月 北部山間振興本部会議の立ち上げ
- 平成28年 3月 「京都市過疎地域自立促進計画(平成28年度～32年度)」
策定
7月 「京都市北部山間かがやき隊員」3名配置
「京都市北部山間移住相談コーナー」開設
「京都市北部山間移住促進地域助成制度」創設
- 10月 ホームページ「住むなら京都(みやこ)」に「京の田舎暮らし」のページを開設
- 平成29年 4月 「田舎暮らし体験住宅」開設
「京都市北部山間かがやき隊員」4名配置

要 望 内 容

回 答

- 373 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。
- ・広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
 - ・高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
 - ・被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
 - ・国に対して、原爆症認定訴訟判決をふまえて、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
 - ・平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を、他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
 - ・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

- ① 本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や、京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など、これまでから平和の大切さを学ぶ取組を進めており、今後も同様の取組の充実に努めてまいります。
- ② 被爆者の方々の健康実態については、国の責務の下、実施主体である京都府から委託を受けて、各区の医療衛生コーナーで健康診断を実施しております
- ③ 被爆者の援護施策については、国の責務の下、都道府県が行うべき業務となっており、被爆者の子や孫である被爆2世、3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。
- ④ また、原爆症認定基準の見直しについても、被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により、一定議論が行われてきました。今後も、社会状況等の変化により、国が検討するものであるため、本市としては、引き続き、国の動きを注視してまいります。
- ⑤ 本市においては、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や、「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど、平和首長会議と共に、核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。
また、本市独自に、市民に平和の尊さを見つめ直す機会としていただくための「平和祈念事業」や平和首長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 | | NO. | 373 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>⑥ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者援護事業補助金 400千円 | | |